

決 定

上記当事者間の東京高等裁判所平成 14 年（ネ）第 5850 号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成 16 年 2 月 9 日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。

よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 17 年 2 月 25 日
最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	今井	功
裁判官	福田	博
裁判官	滝井	繁男
裁判官	津野	修